

## 新篠津村臨時児童クラブ開設要項

- 1 開設目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための学校臨時休業期間中に、仕事などで児童を監護することができない保護者の負担を軽減することを目的とする。  
※保護者の方が「仕事」「通院（風邪の症状での通院は除く）」「家族の通院介護（風邪の症状での通院は除く）」など真に必要な場合にご利用いただけます。
- 2 利用対象者 仕事などで監護者が不在となる小学校 1～4 年生の児童
- 3 開設場所 新篠津村自治センター  
※臨時の開館であり、通常の利用はできません。
- 4 開設期間 令和 2 年 3 月 9 日（月）～令和 2 年 3 月 2 5 日（水）  
※土日・祝日を除く  
※今後の状況により小学校に登校が必要となる日が生じた場合はその日を除く
- 5 開設時間 午前 8 時 0 0 分から午後 3 時 0 0 分  
※真に必要な時間帯でご利用ください。
- 6 講 師 教育委員会職員
- 7 利 用 料 無料
- 8 持 ち 物
  - ・ 昼食のお弁当
  - ・ 飲み物（水やお茶などを水筒で持たせてください）
  - ・ 着替え
  - ・ 筆記用具
  - ・ 家庭学習用の教材等※マンガや携帯ゲーム機、スマートフォンなど娯楽的に使用するものは持ち込みできません。
- 9 申込方法 原則、利用日の 2 日前までに教育委員会へ電話で申し込みをしてください。  
※ 1 日単位の利用も可能です。
- 10 申 込 先 教育委員会学校教育係  
Tel 0 1 2 6 - 5 7 - 2 1 1 1（内線 7 1 1）
- 11 留意事項 参加にあたりまして、以下のことをお守りください。  
①必ず、保護者の方が送迎してください。  
②お子さまは、必ず、マスクを着用してください。  
③毎朝、体温測定を行い、発熱がある場合は欠席させてください。  
④せきやのどの痛みなど風邪の症状や体調が優れない場合は欠席させてください。  
⑤同居の方に上記③④の症状が見られる場合も同様です。